

奈良県告示第三百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十一年二月十二日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
タケリ薬局	吉野郡下市町大字下市二六	平成二十九年十二月三十一日
タマキ薬局	大和郡山市泉原町二三番地一号	平成三十年六月二十六日
奥田歯科医院	生駒市東松ヶ丘七ー一　ローラ ン生駒一〇一	平成三十年九月八日
しばたこどもクリニック	葛城市八川一一四番地三	平成三十年十一月三十日
かるがも薬局桜井店	桜井市大字阿部三五六一一	平成三十年十二月一日